

山口県報

令和8年
4月17日
(金曜日)

目次

- 公告
- 美術館に係る指定管理者の指定(文化振興課)……………
- 山口県民文化ホールいわくに係る指定管理者の指定(文化振興課)……………
- 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定(文化振興課)……………
- 山口県民芸術文化ホールなごにに係る指定管理者の指定(文化振興課)……………
- 二 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区麻郷奥換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………



(一三〇) 美術館に係る指定管理者の指定

山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、美術館に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる美術館の名称及び位置

名 称	位 置
山口県立美術館	山口市
山口県立萩美術館・浦上記念館	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 サントリーパブリシティサービスグループ

代表者 サントリーパブリシティサービス株式会社

主たる事務所の所在地 東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第一号に掲げる業務に関するもの(美術品等の展示に付帯するものに限る。)

(二) 条例第三条第三号に掲げる業務に関するもの(美術品等の展示に関連するもの及び研究会の開催に関するものを除く。)

(三) 条例第三条第四号に掲げる業務に関するもの(生涯学習の支援に関するものに限る。)

(四) 条例第三条第五号に掲げる業務に関するもの(知事が定めるものに限る。)

(五) 条例第八条の許可(施設の使用に係るものに限る。次号において同じ。)をすること。

(六) 条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は条例第八条の許可を取り消すこと。

(七) 施設及び設備の維持管理に関するもの。
四 指定の期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間

(一三二) 山口県民文化ホールいわくに係る指定管理者の指定

山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、山口県民文化ホールいわくに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 サントリーパブリシティサービスグループ

代表者 サントリーパブリシティサービス株式会社

主たる事務所の所在地 東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関するもの。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(一三三) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定

山口県芸術村条例（平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口きらめき財団 山口市桜島三丁目二番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間

(一三三) 山口県民芸術文化ホールなごにに係る指定管理者の指定

山口県民芸術文化ホール条例（平成十一年山口県条例第三十七号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、山口県民芸術文化ホールなごに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人長門市文化振興財団 長門市仙崎一〇八一八番地一

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(一三四) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区麻郷奥換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区麻郷奥換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区麻郷奥換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

三

令和八年四月二十日から同年五月十八日まで
縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

令和八年四月十七日
発行

発行人

山口県知事